

2020年12月1日現在 日本国籍 ビジネストラック（ベトナム編）の手続について

行程		手続き・ご準備内容	フォーマット	チェック
日本国内 （渡航前）	1. 渡航申請	① 邦人渡航者はベトナムでの受入企業・組織に隔離施設（ホテル）・移動手段の手配を依頼。	※1 仮訳 1	
		② 上記受入先は上記受入先の所在地を管轄する省・市人民委員会への受入承認申請を依頼。 上記①②の承認申請の場合、優遇往来制度の適用を申請する旨明記するとともに、渡航者のベトナム滞在中の行動計画、移動手段、宿泊場所（隔離施設（ホテル））、具体的な外出先、及び渡航者と接触する者の安全計画の記載が必要。 ※行動計画等の策定に当たっては、8月31日付ベトナム保健省通達第4674号「短期ビジネス（14日未満）のためにベトナムに入国する外国人のための、感染症予防・管理に関する医学的ガイダンス」（原文1、2、※1 仮訳1、2）を参照願います。	100091350.pdf (emb-japan.go.jp) 仮訳2 100091351.pdf (emb-japan.go.jp)	
		③ 邦人渡航者は上記受入先に代理として公安省出入国管理局からの入国承認（査証発給許可書）申請を依頼。 その際、上記受入先は資料(1)受入先の設立に関する許可証・決定書の認証済の写し(2)代表者の印鑑・署名を紹介する文書を提出。		
		④ 邦人渡航者は上記受入先に代理として隔離施設の所在地を管轄する省・市人民委員会への隔離指示の承認申請を依頼。 ※具体的申請方法は省・市によって異なるため上記受入先を通じて確認が必要。		
		⑤ 査証の取得については、査証免除対象者・APECビジネスカード・TRC（テンポラリーレジデンスカード）所持者であっても上記①～④の手続き後、在京ベトナム大使館又は各地のベトナム総領事館で査証を取得。		
	2. 検査証明取得 ・医療申告 ・加入保険 ・航空券購入等	① 「RT-PCR検査」を受け、入国3日から5日前までに「受検」したRT-PCR検査の陰性証明書を取得。 ア)証明書の発給機関：ベトナム政府当局に通報した日本の医療機関で取得する必要。通報済みの医療機関は※①をご参照下さい。 イ)検査形式：RT- PCR検査 ウ)検体採取方式：鼻咽頭ぬぐい液方式 エ)証明書の媒体：紙 オ)証明書のフォーマット：※②をご利用ください。 ベトナムでの滞在期間が14日以内の場合には、鼻咽頭ぬぐい液によるRT-PCR検査のみ受け入れられています。 カ)ベトナム政府当局が求める事項： ⅰ)証明書は、英語又はベトナム語で記載されたものであることが必要。 ⅱ)証明書には、渡航者氏名、年齢（生年月日）、性別、国籍、パスポート番号、日本での住所、ベトナムでの住所、医療機関名、検体接種日、検査日、検査法（RT-PCR）検査結果、入国予定日、陰性証明書の発行日が記載される必要があり。 ⅲ)証明書には、検査を受けた医療機関の有効な印鑑と署名が必要。	※①医療機関リストは下記HP参照 https://www.vn.emb-japan.go.jp/files/100079173.pdf ※②証明書フォーマットは下記HP参照 https://www.vn.emb-japan.go.jp/files/100079174.docx ※③オンライン医療申告書は下記HP参照 https://tokhaiyte.vn/ ※④本マニュアルは下記HP参照 https://www.vn.emb-japan.go.jp/files/100109974.pdf	
		② ベトナム政府当局は、入国前24時間以内に※③オンラインで医療申告を行うことを義務付けています。※④本マニュアルを参考に、正確に作成する事。 ※入国24時間以上前の申告は厳禁・スマートホンによる申告を推奨。PCは不具合発生の可能性がスマホより高い。		
		③ 新型コロナウイルス感染症治療費が対象となる保険に加入する検討が必要。 航空券購入時、有効期限6か月以上のパスポート・ベトナム入国査証が必要。		
		④ 機内搭乗時、有効期限6か月以上のパスポート・ベトナム入国査証・新型コロナ陰性証明書が必要。		
相手国内 （渡航中）	3. 同国空港内	① 日本で取得した陰性証明書の提示。（陰性証明書は、紛失したり回収されたりすることがないように気を付けて下さい。）		
		② 医療申告の確認方法は到着空港・到着日等により異なる。		
		③ 入国審査・・・パスポートの記載事項を確認。係官が提示を要請する場合があるため入国承認書（査証発給許可書）を準備。		
		④ Bluezoneアプリのインストール		
		⑤ 荷物のピックアップ・税関にて申告があれば「税関申告書」を提出		
		⑥ 隔離施設への移動・・・検疫係官の案内を待ち、通常と異なる出国経路に沿って、受入先が準備した専用輸送バスなどで隔離施設に移動。		
		⑦ 移動の際、全身防護服着用を求められることがあります。手荷物に消毒薬が散布されることがあります。		
	4. 同国内	① 滞在期間中すべての移動（例：空港・隔離施設間、隔離施設・外出先間）は、受入先が手配した専用車両で行います。		
		② ベトナムでの滞在中、事前に承認を受けた行動計画等に記載されている用務での外出を除いては、隔離施設（ホテル）のご自身の部屋から出ることは出来ません。		
		③ 隔離施設に到着した後、1回目のRT-PCR検査を受けます。その検査の結果、陰性が判明した後、事前に承認を受けた行動計画等に従って用務のため外出することができます。 その後滞在中、2日に1度、RT-PCR検査を受検。更に、出国の1日前、最後のRT-PCR検査を受検。		
		④ PCR検査等の結果、陽性判定を受けた場合、ベトナム政府当局指定の病院にて治癒するまで隔離。 病院で通じる言語はベトナム語です。受入先のバックアップ（医療通訳の提供、医療費の支払い等）が必要。		
		⑤ 日本への帰国前14日間検温の実施。 ※帰国14日前時点で相手国への渡航前の場合、日本滞在時点から検温が必要。		
		⑥ 健康モニタリング（検温）の結果を帰国航空機内で配布される「質問状」に記述。		
		⑦ 同国滞在が15日間以上となる場合且つビジネストラックを利用する場合、出国前72時間以内に現地政府が指定する医療機関でPCR検査を受検（要予約）。		
		⑧ 医療機関より「陰性」である検査証明を取得。 ※滞在期間が14日間未満の場合は同国出国前の検査は不要。		
日本国内 （帰国後）	5. 日本国内空港内	① 空港検疫にて機内配布の「質問書」及び※①「誓約書」・※②「本邦活動計画書」（いずれも写しで可）を提出すると共にベトナム滞在が15日間以上の場合、検査証明（写し可）を提出。	※①「誓約書」フォーマット	
		② ベトナム滞在が7日以内の場合は、帰国前に検査証明を取得するか、帰国後の検査（自費）のどちらか選択可能。	https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003415.html	
		③ PCR検査受検。検査結果判明までは原則空港内で待機。	※②「本邦活動計画書」フォーマット https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100110006.pdf	
	6. 日本国内	① 帰国後14日間は公共交通機関以外を利用。自宅等と用務先の往復など、「本邦活動計画書」に基づき検疫所長が指定した場所以外には滞在又は移動禁止。		
		② LINEアプリによる健康フォローアップ。		
		③ 地図アプリによる位置情報保存。		
		④ 接触確認アプリのインストール・利用（ビジネストラックでは誓約事項）。		